

特別支援教育就学奨励費制度(特別支援学級等)のご案内

お子さんが、特別支援学級に入級されている場合や、普通学級に在籍で下の表(学校教育法施行令第22条の3の規定)に該当すると旭市教育委員会が認める場合、また通級指導教室へ通学している場合に、学用品費等の一部を援助する制度です。

※通級指導教室については、通学費のみ対象。

◆【学校教育法施行令第22条の3】

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状況が継続して医療又は生活規則を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状況が継続して生活規則を必要とする程度のも

◆ 支弁区分の決定について

支弁区分とは、特別支援教育就学奨励費の支給額を決めるための区分です。

保護者の経済的な負担能力の程度として、1～3の区分に分けられます。

世帯の収入や構成員数などによって決定します。

◆ 支弁区分の認定方法

$$\frac{\text{収入額}}{\text{需要額}} = \square \quad \left\{ \begin{array}{l} \square \text{が } 1.5 \text{ 未満} \quad \cdots \cdots \cdots \text{支弁区分Ⅰ} \\ \square \text{が } 1.5 \text{ 以上 } 2.5 \text{ 未満} \cdots \cdots \text{支弁区分Ⅱ} \\ \square \text{が } 2.5 \text{ 以上} \quad \cdots \cdots \cdots \text{支弁区分Ⅲ} \end{array} \right.$$

※支弁区分Ⅲに該当する場合の支給費目は、交通費のみです。

・**需要額**とは、生活保護基準を基に算定した金額で、生活費、家賃、教育費など、生活に必要な基本的な金額を合計した金額です。世帯の構成員の人数や年齢により算定します。

・**収入額**とは、世帯の年間所得です。

世帯の年間所得＝総所得金額－控除額(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)

※給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方は、総所得金額からさらに10万円を限度に控除します。

・なお、**需要額**と**収入額**は、世帯員の人数、年齢や総所得金額・控除額等により金額が異なり、書類が提出されたのちに正確な数値を基に判定します。

お電話での回答は致しかねますので、ご理解をお願いします。

◆ 特別支援教育就学奨励費の援助内容(令和8年度)

経費名(対象となる支弁区分)			小学校	中学校
学校給食費(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)			給食費無償化を実施しており保護者負担はないため、援助対象外です。	
交通費	通学費	(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	実費	実費
		(支弁区分Ⅲ)	実費の1/2	実費の1/2
	職場実習費	(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)		実費
		(支弁区分Ⅲ)		実費の1/2
	交流及び 共同学習費	(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	実費	実費
		(支弁区分Ⅲ)	実費の1/2	実費の1/2
修学旅行費	修学旅行費(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)		実費の1/2 ただし 10,790 円まで	実費の1/2 ただし 28,860 円まで
	校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの) (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)		実費の1/2 ただし 800 円まで	実費の1/2 ただし 1,155 円まで
	校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの) (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)		交通費・見学料の 実費の1/2 ただし 1,845 円まで	交通費・見学料・宿泊費の実 費の1/2 ただし 3,105 円まで
学用品費購入費	学用品・通学用品購入費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)		実費の1/2 ただし 5,820 円まで	実費の1/2 ただし 11,370 円まで
	新入学児童生徒学用品・通学用品費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)		実費の1/2 ただし 28,530 円まで	実費の1/2 ただし 31,500 円まで
	体育実技用具費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	柔道		実費の1/2 ただし 3,825 円まで
		剣道		実費の1/2 ただし 26,455 円まで
	オンライン学習通信費 (支弁区分Ⅰ)		1世帯 7,000 円	

※援助内容は、収入額(昨年の所得から社会保険料等控除額等を引いた額)と需要額(生活保護基準の額)の割合により算出する「支弁区分」により異なります。